

令和元年度 胃がんエックス線検診のためのチェックリスト(市区町村用)一集団検診

	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	道志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
1. 検診対象者の情報管理																												
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿※を、住民台帳などに基づいて作成しているか	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	25
※前年度受診者や希望者簿のみを複数するものは不適切である																												
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	○	x	x	x	x	x	x	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	x	○	x	x	x	x	x	x	15	
(2-1) 勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行ったか 添付リスト評価	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	2	
(3) 対象者数(推計も可)を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27	
2. 受診者の情報管理																												
(1) 個人別の受診(登録)台帳またはデータベースを作成しているか	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	25	
(2) 過去2年間の受診履歴を記録しているか	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	25	
3. 受診者への説明、及び要精検者への説明																												
(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか 検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されているか されば配布してもよい	x	x	○	x	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	○	○	x	x	18	
(2) 要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)※の一覧を提示しているか ※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務づけること	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	7	
(2-1) 上記の欄に記載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6	
4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																												
(1) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握したか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有した	○	○	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	
(4) 過去2年間の精密検査方法及び精密検査(治療)結果を記録しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	
(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義し、従って区別し、精密検査未受診者を特定したか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	
(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行ったか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	
5. 地域保健・健康増進事業報告																												
(1) がん検査結果や精密検査結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行ったか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27	
(2) がん検査の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)報告を求めめたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	
(3) がん検査の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	
(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)報告を求めたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	
(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	
6. 検診機関(医療機関)の質の担保																												
解説																												
①このチェックリストにおける「検診機関」は、委託先の形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関(医療機関)を指す。 ②市町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと。 ③このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)に確認して回答すること。 ※特に個別機関の場合																												
(1) 委託先検診機関(医療機関)と仕様書(仕様書の代わりに、自治体(都道府県、市若町村)の実施要綱等の遵守を定めたもの)との間に何らかの誤りがある場合は、改めて提出して下さい。	x	x	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	
(1-1) 仕様書(仕様書の代わりに、自治体(都道府県、市若町村)の実施要綱等の遵守を定めたもの)の内容が「明確すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか	x	x	○	x	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	x	○	x	14	
(1-2) 検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)と仕様書(仕様書の代わりに、自治体(都道府県、市若町村)の実施要綱等の遵守を定めたもの)との間に何らかの誤りがある場合は、改めて提出して下さい。	x	x	○	x	x	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	
(2) 検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別に「FIDEバック」しているか (市区町村が独自で実施する場合、																												

令和元年度 胃がんエックス線検診のためのチェックリスト(市区町村用)一箇別検診

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	蓮志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
1. 検診対象者の情報管理																											14	
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿 [※] を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望者還のみを名簿化するのは不適切である	○	-	-	x	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	14
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	○	-	-	x	-	x	○	○	○	-	○	x	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	12
(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行なったか ※チェックリスト評価	x	-	-	x	-	x	x	x	x	-	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	○	-	-	-	2
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	x	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	15
2. 受診者の情報管理																											13	
(1)個人別の受診記録を横幅またはデータベースを作成しているか	○	-	-	x	-	○	○	○	○	-	○	△	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	13
(2)過去5年間の受診歴を記録しているか	○	-	-	x	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	13
3. 受診者への説明、及び精査結果への説明																											8	
(1)受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか [※] ※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されているれば配布を省いてよい	x	-	-	x	-	x	x	x	○	○	-	○	○	-	-	x	x	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	8
(2)要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名) [※] の一覧を提示しているか ※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること	x	-	-	x	-	x	x	x	x	-	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	○	-	-	-	1
(2-1)上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	x	-	-	x	-	x	x	x	x	-	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	○	-	-	-	0
4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																											13	
(1)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握しているか	○	-	-	○	-	○	○	x	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	13
(2)精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	○	-	-	○	-	x	○	x	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	12
(3)個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有したか	○	-	-	○	-	x	x	x	○	x	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	10
(4)過去5年間の精密検査方法及び精密検査(治療)結果を記録しているか	○	-	-	x	-	x	○	x	○	-	○	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	○	-	-	-	7
(5)精密検査結果と精密検査結果未把握 [※] に従って区別し、精密検査未受診者を特定したか	○	-	-	○	-	x	○	x	△	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	11
(6)精密検査未受診者に精密検査を行なったか	○	-	-	○	-	x	○	x	△	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	10
5. 地域保健・健康増進事業報告																											16	
(1)かん検診結果や精密検査結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行なったか	○	-	-	○	-	○	○	○	x	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	16
(2)かん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	16
(3)かん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	15
(4)精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	14
(5)精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	-	-	○	-	x	○	x	△	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	14
6. 検診機関(医療機関)の責の担保																											7	
解説: ①このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関(医療機関)を指す。 ②市町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行なうこと [※] ③このチェックリストをどこに調査を行う場合、市町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)に確認して回答すること [※] ※特に個別検診の場合																											7	
(1)委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか [※] ※もしも仕様書のほかに、自体も(都道府県、市町村)の実施要綱等の遵守を追加条件としている	x	-	-	x	-	x	○	x	○	○	-	○	○	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	○	-	-	-	4
(1-1)仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 ^{※2} を満たしているか	x	-	-	x	-	x	○	x	○	○	-	x	○	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	○	-	-	-	2
(1-2)検診機関(以後、「検査機関」と表記)で仕様書(もしくは実施要綱)での仕様(もしくは実施要綱)が遵守されたことを確認して	x	-	-	x	-	x	△	x	○	△	-	x	○	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	○	-	-	-	0
(2)検診機関(医療機関)で精度評価 ^{※3} を個別にコードバックしているか ※検査機関と市町村で実施できない場合は、都道府県、検診機関、医師会等と連携して行なこと、下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様	x	-	-	x	-	x	x	x	x	-	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x	-	-	○	-	-	-	0
(2-1)「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をコードバックしているか	x	-	-	x	-	x	x	x	x	-	x	x	x	-	-	x	x	x	x	-	x							

令和元年度 胃がん内視鏡検診のためのチェックリスト(市区町村用)一集団検診

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	道志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
1. 検診対象者の情報管理																												
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿 [※] 、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望者簿のみを複数化するのは不適切である	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	x	3		
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか (2-1) 勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行ったか 添付リスト評価	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	x	-	x	-	1				
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	4		
2. 受診者の情報管理																												
(1)個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	x	3		
3. 受診者への説明及び要精査者への説明																												
(1)受診実績時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者の説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか(検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されているか) ※これは配布していないもの	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	x	2		
(2)要精査者全員に、受診可能な精密検査機関名(医療機関名) [※] の一覧を提示しているか ※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	○	-	-	x	1				
(2-1)上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	-	-	x	0		
4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																												
(1)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握したか	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	-	-	○	3		
(2)精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者について、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	-	-	○	3		
(3)個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有したか	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	-	-	○	2		
(4)精密検査未受診者と精密検査結果未把握を定義 [※] して区別し、精密検査未受診者を特定したか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	-	-	○	3		
(5)精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行ったか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	-	-	○	3		
5. 地域保健・健康増進事業報告																												
(1)がん検査結果や精密検査結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行ったか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	4		
(2)がん検査の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	4		
(3)がん検査の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	4		
(4)精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関、医師会など)に報告を求めたか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	4		
(5)精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	-	-	○	3		
6. 検診機関(医療機関)の質の扭ね																												
解説 (1)このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関(医療機関)を指す。 (2)市町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと。 (3)このチェックリストもども調査を行った場合、市町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)に確認して回答すること。 ※特に個別検査の場合	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	-	-	○	4		
(1)委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか (もしくは検査の代わりに、自治体(都道府県、市町村)の実施委嘱調査の選定条件でてもよい)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	-	-	○	2		
(1-1)仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 ^{※2} を満たしているか	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	x	-	-	○	2		
(1-2)検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認して	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	-	-	0			
(2)検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にフィードバックしているか (市町村が独自実施できない場合、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様)	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	-	-	0			
(2-1)検診率用チェックリストの遵守状況をフィードバックしているか	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	-	-	0			
(2-2)検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	-	-	0			
(2-3)上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をフィードバックしているか	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	-	-	-	-	-	-	x	-	-	0			
7. 受診者集計																												
解説 (1)がん検査症(白)、非浸潤癌(白)、早期癌(白)、中期癌(白)、晚期癌(白)、死因外死(白)、死因内死(白)、死因不明(白)、死因未詳(白)、死因未定(白)、死因不詳(白)、死因未明(白)、死因未定未詳(白)、死因未詳未明(白)、死因未詳未定(白)、死因未詳未定未明(白)、死因未詳未定未詳(白)、死因未詳未詳未明(白)、死因未詳未詳未詳未明(白)、死因未詳未詳未詳未詳(白)、死因未詳未詳未詳未詳未明(白)、死因未詳未詳未詳未詳未詳(白)、死因未詳未詳未詳未詳未詳未明(白)、死因未詳未詳未詳未詳未詳未詳(白)、死因未詳未詳未詳未詳未詳未詳未明(白)、死因未詳未詳未詳未詳未詳未詳未詳(白)、死因未詳未詳未詳未詳未詳未詳未詳未明(白)、死因未詳未詳未詳未詳未詳未詳未詳未詳(白)、死因未詳未詳未詳未詳未詳未詳未詳未詳未																												

令和元年度 胃がん内視鏡検査のためのチェックリスト(市区町村用)一箇別検査

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	蓮志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
1. 検査対象者の情報管理																											8
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿 [※] を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望者還の名を漢字化するのではなくてある	-	-	-	x	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	x	-	-	○	-	-	-	8
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	-	-	-	x	-	x	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	x	-	-	○	-	-	7	
(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行ったか ※チェックリスト評価	-	-	-	x	-	x	-	-	x	x	-	-	-	x	-	-	x	x	-	x	-	-	○	-	-	2	
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	x	-	○	-	-	○	-	-	9	
2. 受診者の情報管理																											8
3. 受診者への説明、及び受診者への説明																											5
(1) 受診勧奨時に、「検査機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか ※検査機関が資料を作成し、配布している場合: 市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されている は配布を省いてよい	-	-	-	x	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	x	x	-	○	-	-	○	-	-	-	5
(2) 要精査者全員に、受診可能な精密検査機関名(医療機関名) [※] の一覧を提示しているか ※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること	-	-	-	x	-	x	-	-	x	x	-	-	-	x	-	-	x	x	-	x	-	-	○	-	-	1	
(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	-	-	-	x	-	x	-	-	x	x	-	-	-	x	-	-	x	x	-	x	-	-	x	-	-	0	
4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																											8
(1) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握したか	-	-	-	x	-	x	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	x	-	○	-	-	x	-	-	-	7	
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者について、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	-	-	-	○	-	x	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	x	-	○	-	-	x	-	-	-	6	
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村、検査機関(医療機関)、精密検査機関が共有したか	-	-	-	○	-	x	-	-	○	x	-	-	-	○	-	-	x	-	○	-	-	x	-	-	-	6	
(4) 精密検査結果未受診と精密検査結果未把握を定義 [※] に従って区別し、精密検査未受診者を特定したか	-	-	-	○	-	x	-	-	△	○	-	-	-	○	-	-	x	-	○	-	-	x	-	-	-	5	
5. 地域保健・健康増進事業報告																											10
(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行ったか	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	x	-	○	-	-	x	-	-	-	10	
(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検査機関、医師会など)に報告を求めたか	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	10	
(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めるか	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	x	-	-	9	
(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検査機関、医師会など)に報告を求めたか	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	x	-	○	-	-	x	-	-	8		
(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できない場合、改善を求めたか	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	x	-	○	-	-	x	-	-	8		
6. 検査機関(医療機関)の責の担保																											4
解説: (1)このチェックリストにおける「検査機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検査を行う個々の検査機関(医療機関)を (2)市町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと [*] (3)このチェックリストをもとに調査を行う場合、市町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)に確認して回答すること [*]	(1) 委託先検査機関(医療機関)、仕様書の内容に基づいて選定しているか ※もしも仕様書のわざに、自体(都道府県、市町村)の実施要領等の遵守に該当しないとよい																										4
(1-1) 仕様書(もしくは委託要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 ^{※2} を満たしているか	-	-	-	x	-	x	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	2	
(1-2) 検診終了後に、委託先検査機関(医療機関)で仕様書(もしくは委託要綱)の内容が遵守されたことを確認して	-	-	-	x	-	x	-	-	○	△	-	-	-	○	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	2	
(2) 検査機関(医療機関)で精度評価を個別にフィードバックしているか ※検査機関と、市町村で実施できない場合は、都道府県、検診機関、医師会等と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様	-	-	-	x	-	x	-	-	x	x	-	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	0	
(2-1) 検査機関用チェックリストの遵守状況をフィードバックしているか	-	-	-	x	-	x	-	-	x	x	-	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	0	
(2-2) 検査機関(医療機関)毎のプロセス指標値を算出しフィードバックしているか	-	-	-	x	-	x	-	-	x	x	-	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	0	
(2-3) 上記の結果をふまえ、課題のある検査機関(医療機関)に改善策をフィードバックしているか	-	-	-	x	-	x	-	-	x	x	-	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	0	
7. 受診率の集計																											9
解説:過去の検査受診歴別とは、初回受診者(初回の定義は過去3年に受診歴がない者)及び非初回受診者の別を指す	(1) 受診率を集計したか																										9
(1-1) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	9	
(1-2) 受診率を検査機関別に集計しているか	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	-															

令和元年度 肺がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)一集団検診

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照
注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8参照（なお、別添8は平成28年4月改定版に差し替える）

令和元年度 乳がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)一集団検診

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	蓮志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
1. 検診対象者の情報管理																											25	
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿 [※] を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望登録者の名簿を複数作成するのには不適切である	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	25
(2) 対象者全員に個別に受診勧奨を行っているか	x	x	x	x	x	x	x	○	○	x	○	x	○	○	○	○	○	x	○	x	x	x	x	x	x	x	13	
(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎に行つたか ※チェックリスト評価	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	2	
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	
2. 受診者の情報管理																											25	
(1) 個人別の受診記録台帳またはデータベースを作成しているか	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	25	
(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	25	
3. 受診者への説明、及び要精査者への説明																											17	
(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか [※] ※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されているれば配布を省いてよい	x	x	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	17	
(2) 要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名) [※] の一覧を提示しているか ※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること	x	○	×	×	×	×	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○	x	7		
(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	x	○	×	×	×	×	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○	x	6		
4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診要請																											26	
(1) 精密検査方法及び精密検査(治療)結果を把握したか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市町村・検診機関(医療機関)・精密検査機関が共有したか	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	
(4) 過去5年間の精密検査方法及び精密検査(治療)結果を記録しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	21	
(5) 精密検査未受診者に精密検査結果未把握を定義 [※] に従って区別し、精密検査未受診者を特定したか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	24	
5. 地域保健・健康増進事業報告																											27	
(1) がん検査結果や精密検査結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行ったか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27	
(2) がん検査の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関・医師会など)に報告を求めたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	
(3) がん検査の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	25	
(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関・医師会など)に報告を求めたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	25	
6. 検診機関(医療機関)の質の担保																											24	
解説: ①このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検査を行う個々の検診機関(医療機関)を指す。 ②市町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと [※] ③このチェックリストをどこに調査を行う場合、市町村が把握できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)に確認して回答すること [※] ※特に個別検診の場合																											18	
(1) 委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか [※] ※詳しく仕様書に、自体と都道府県/市町村との協議要綱等の遵守を要としてよい	x	x	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	18	
(1-1) 仕様書(もししては実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 ^{※2} を満たしているか	x	x	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	14	
(1-2) 接診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もししては実施要綱)の内容が遵守されたことを確認しているか	x	x	○	×	x	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	9	
(2) 検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にコードバックしているか [※] ※解説:ヒヤウ等が該当する場合は、個別に精度管理評価票(検査機関別、検査部位別、検査機関別)	x	x	×	×	x	x	x	x	x	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	0		
(2-1) 検診機関用チェックリスト ^{※1} の遵守状況をコードバックしているか	x	x	×	×	x	x	x	x	x	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	0		
(2-2) 検診機関(医療機関)毎のプロセス指標を集計してコードバックしているか	x	x	×	×	x	x	x	x	x	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	0		
(2-3) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をコードバックしているか	x																											

